## 議案第83号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成27年11月27日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

## 三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年三田市条例第19号)の一部を 次のように改正する。

付則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

に以める。		
1 傷病補償	厚生年金保険法(昭和29年法律第115	0.73
年金(第1	号)による障害厚生年金又は被用者年金制度	
8条の2に	の一元化等を図るための厚生年金保険法等	
規定する公	の一部を改正する法律(平成24年法律第6	
務上の災害	3号。以下この表及び次項の表において「平	
に係るもの	成24年一元化法」という。)附則第41条	
を除く。)	第1項の規定による障害共済年金若しくは	
	平成24年一元化法附則第65条第1項の	
	規定による障害共済年金(以下「障害厚生年	
	金等」という。)及び国民年金法(昭和34	
	年法律第141号)による障害基礎年金(同	
	法第30条の4の規定による障害基礎年金	
	を除く。以下この表、次項の表及び第5項の	
	表において「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第
年金(第1		1級又は第2
8条の2に		級の傷病等級
規定する公		に該当する障
務上の災害		害に係る傷病
に係るもの		補償年金にあ
に限る。)		つては、0.
年金(第1 8条の2に 規定する公 務上の災害 に係るもの	を除く。以下この表、次項の表及び第5項の 表において「障害基礎年金」という。)	1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあ

		8 1)
3 障害補償	 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
年金(第1		
8条の2に		
規定する公		
務上の災害		
に係るもの		
を除く。)		
4 障害補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第
年金(第1		1級又は第2
8条の2に		級の障害等級
規定する公		に該当する障
務上の災害		害に係る障害
に係るもの		補償年金にあ
に限る。)		つては、0.
		8 1)
5 遺族補償	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平	0.80
年金(第1	成24年一元化法附則第41条第1項の規	
8条の2に	定による遺族共済年金若しくは平成24年	
規定する公	一元化法附則第65条第1項の規定による	
務上の災害	遺族共済年金(以下この表及び次項の表にお	
に係るもの	いて「遺族厚生年金等」という。) 及び国民	
を除く。)	年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の	
	一部を改正する法律(昭和60年法律第34	
	号。以下「国民年金等改正法」という。) 附	
	則第28条第1項の規定による遺族基礎年	
	金を除く。以下この表及び次項の表において	
	「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
年金(第1		

8条の2に	
規定する公	
務上の災害	
に係るもの	
に限る。)	

付則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から 当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改 める。

1 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.86
年金(第1	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由とな	0.88
8条の2に	つた障害について平成24年一元化法附	
規定する公	則第37条第1項に規定する給付のうち	
務上の災害	障害共済年金、平成24年一元化法附則第	
に係るもの	61条第1項に規定する給付のうち障害	
を除く。)	共済年金、平成24年一元化法附則第79	
	条に規定する給付のうち障害共済年金又	
	は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職	
	員共済組合制度の統合を図るための農林	
	漁業団体職員共済組合法等を廃止する等	
	の法律(平成13年法律第101号)附則	
	第2条第1項第2号に規定する旧農林共	
	済法(以下この表において「旧農林共済法」	
	という。) による障害共済年金(以下この	
	表及び第5項の表において「平成24年一	
	元化法改正前国共済法等による障害共済	
	年金」という。)が支給される場合を除く。)	
2 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.91(第
年金(第1		1級又は第2
8条の2に		級の傷病等級
規定する公		に該当する障

		<u>,                                      </u>
務上の災害		害に係る傷病
に係るもの		補償年金にあ
に限る。)		つては、0.
		90)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由とな	0.92(第
	つた障害について平成24年一元化法改	1級の傷病等
	正前国共済法等による障害共済年金が支	級に該当する
	給される場合を除く。)	障害に係る傷
		病補償年金に
		あつては、0.
		9 1)
3 障害補償	1 障害厚生年金等	0.83
年金(第1	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由とな	0.88
8条の2に	つた障害について平成24年一元化法改	
規定する公	正前国共済法等による障害共済年金が支	
務上の災害	給される場合を除く。)	
に係るもの		
を除く。)		
4 障害補償	1 障害厚生年金等	0.89(第
年金(第1		1級又は第2
8条の2に		級の障害等級
規定する公		に該当する障
務上の災害		害に係る障害
に係るもの		補償年金にあ
に限る。)		つては、0.
		88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由とな	0.92(第
	つた障害について平成24年一元化法改	1級の障害等
	正前国共済法等による障害共済年金が支	級に該当する
	給される場合を除く。)	障害に係る障

		害補償年金に		
		あつ	あつては、0.	
		9 1	)	
5 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.	8 4	
年金(第1	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由とな	0.	8 8	
8条の2に	つた死亡について平成24年一元化法附			
規定する公	則第37条第1項に規定する給付のうち			
務上の災害	遺族共済年金、平成24年一元化法附則第			
に係るもの	61条第1項に規定する給付のうち遺族			
を除く。)	共済年金、平成24年一元化法附則第79			
	条に規定する給付のうち遺族共済年金又			
	は旧農林共済法による遺族共済年金(以下			
	この表において「平成24年一元化法改正			
	前国共済法等による遺族共済年金」とい			
	う。) が支給される場合を除く。) 又は国民			
	年金法による寡婦年金			
6 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.	8 9	
年金(第1	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由とな	0.	9 2	
8条の2に	つた死亡について平成24年一元化法改			
規定する公	正前国共済法等による遺族共済年金が支			
務上の災害	給される場合を除く。)又は国民年金法に			
に係るもの	よる寡婦年金			
に限る。)				

付則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償	1 国民年金等改正法附則第87条第1項	0.75
年金(第1	に規定する年金たる保険給付のうち障害	
8条の2に	年金(以下この表及び第6項の表において	

規定する公	「旧船員保険法による障害年金」という。)	
務上の災害	2 国民年金等改正法附則第78条第1項	0.75
に係るもの	に規定する年金たる保険給付のうち障害	
を除く。)	年金(以下この表及び第6項の表において	
	「旧厚生年金保険法による障害年金」とい	
	う。)	
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項	0.89
	に規定する年金たる給付のうち障害年金	
	(以下この表及び第6項の表において「旧	
	国民年金法による障害年金」という。)	
2 傷病補償	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第
年金(第1		1級の傷病等
8条の2に		級に該当する
規定する公		障害に係る傷
務上の災害		病補償年金に
に係るもの		あつては、0.
に限る。)		8 2)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第
		1級の傷病等
		級に該当する
		障害に係る傷
		病補償年金に
		あつては、0.
		82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第
		1級又は第2
		級の傷病等級
		に該当する障
		害に係る傷病
		補償年金にあ

			1
			つては、0.
			92)
3 障害補償	1 旧船員保険法	による障害年金	0.74
年金(第1	2 旧厚生年金保	険法による障害年金	0. 74
8条の2に	3 旧国民年金法	による障害年金	0.89
規定する公			
務上の災害			
に係るもの			
を除く。)			
4 障害補償	L 旧船員保険法	による障害年金	0.83(第
年金(第1			1級の障害等
8条の2に			級に該当する
規定する公			障害に係る障
務上の災害			害補償年金に
に係るもの			あつては0.
に限る。)			81、第2級
			の障害等級に
			該当する障害
			に係る障害補
			償年金にあつ
			ては0.82)
	2 旧厚生年金保	険法による障害年金	0.83(第
			1級の障害等
			級に該当する
			障害に係る障
			害補償年金に
			あつては0.
			81、第2級
			の障害等級に
			該当する障害

		T
		に係る障害補
		償年金にあつ
		ては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第
		1級又は第2
		級の障害等級
		に該当する障
		害に係る障害
		補償年金にあ
		つては、0.
		92)
5 遺族補償	1 国民年金等改正法附則第87条第1項	0.80
年金(第1	に規定する年金たる保険給付のうち遺族	
8条の2に	年金	
規定する公	2 国民年金等改正法附則第78条第1項	0.80
務上の災害	に規定する年金たる保険給付のうち遺族	
に係るもの	年金	
を除く。)	3 国民年金等改正法附則第32条第1項	0.90
	に規定する年金たる給付のうち母子年金、	
	準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	
6 遺族補償	1 国民年金等改正法附則第87条第1項	0.87
年金(第1	に規定する年金たる保険給付のうち遺族	
8条の2に	年金	
規定する公	2 国民年金等改正法附則第78条第1項	0.87
務上の災害	に規定する年金たる保険給付のうち遺族	
に係るもの	年金	
に限る。)	3 国民年金等改正法附則第32条第1項	0.93
	に規定する年金たる給付のうち母子年金、	
	準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	

付則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該

各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について	0.	8 6
障害基礎年金が支給される場合を除く。)		
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障	0.	8 8
害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等に		
よる障害共済年金が支給される場合を除く。)		

付則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)付則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に 支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用 し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償 及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によ る。
- 3 この条例による改正前の三田市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」

という。)付則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。